

こんにちは。毎月の「人事労務解決コラム」とは別に、人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えしていきます。

【今回のテーマ】「短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大について」

社会保険労務士事務所セオス：<http://ceoss-sr.jp>

---

平成 28 年 10 月より、社会保険の被保険者の適用範囲が拡大されることになっていますが、厚生労働省年金局は 2014 年 9 月 18 日、第 24 回社会保障審議会年金部会の資料として、「短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大」を公開しました。

それによると、適用拡大の 5 要件については、

- 1、週の所定労働時間が 20 時間以上あること。
- 2、賃金が月額 8.8 万円（年収 106 万円）以上であること。
- 3、勤務期間が 1 年以上見込まれること。
- 4、学生を適用除外とすること。
- 5、規模 501 人以上の企業を強制適用対象とすること。

となっています。

5 の規模について、激変緩和措置として当面は規模 501 人以上の企業が強制適用とされていますが、段階的に規模要件を緩和していきゆくゆくは全ての企業が適用対象となることでしょう。

資料には、「社会保険制度における、働かない方が有利になるような仕組みを除去することで、特に女性の就業意欲を促進して、今後の人口減少者気に備える。」とあります。

さらに資料を読み進めていくと、週 20 時間以上を目安にしているのは、「雇用保険法のパート労働者の適用基準の例も参考にしながら、基準としたもの」としています。

企業にとっては、保険料の安い雇用保険とは比べようもないほど社会保険料負担は相当重いものです。20 時間未満で勤務するパート労働者が、現在よりもむしろ増加する可能性が高いのではないかと思います。

「女性の就業意欲促進」はお題目なのでしょうが、もし本当に女性の就業意欲を促進したいならば、子育てしながら働ける環境づくりを、国が主体的に強くけん引し押し進める以外にありません。この改正は、むしろ女性の就業意欲を削ぐのではないかと懸念します。